

## 議案第64号

### 財産の処分について

次のとおり財産の処分をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び北名古屋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年北名古屋市条例第52号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

- 1 処分する財産  
所在地 北名古屋市二子四反地15番3  
種 別 土地  
地 目 宅地  
面 積 9,264.26平方メートル
- 2 処分金額  
672,000,000円
- 3 契約の相手方  
北名古屋市九之坪五反地80番地  
北名古屋衛生組合  
代表者 副管理者 鈴木 幸 育
- 4 処分の理由  
(仮称)北名古屋清掃工場建設用地